

櫻井家たたら製鉄における山内の成立と展開

相 良 英 輔

はじめに

山内の鉄山労働者について、徳安浩明氏は次のように言及している。¹⁾「鉄山労働者の社会的性格を『隷属性・閉鎖性』に求める見解に対しては、文献史学からみても多くの疑問が出されている(保阪智一九七六、荻慎一郎一九八一、山崎一郎一九九一)。²⁾にもかかわらず、たたら製鉄に関する近年の概説書・論文などをみても、従来の見解が依然として有力である。徳安(二〇〇一a)は、近世の鉄山労働者を借金奴隷とみなす見解の根拠はとぼしく、村方と鉄山の間には一定の人的交流があったとみている。そして、鉄山労働者の特性のひとつには、それぞれの経営者もつ稼業範囲の枠を超えて移動する流動性をあげることができる³⁾と考えている」。

山内の閉鎖性や鉄山労働者の隷属性については、もともと広島藩の明暦二年(一六五六)「鉄山格式及条目」や天明四年の下原重中「鉄山必要記事」に拠っている。⁴⁾しかし、このことについては、すでに早い時期に武井博明氏が次のように言及している。

従来の鉄山労働者の「移動と規制」「借金奴隷化」といった見解について、「しかし、これらの諸氏の見解にはなお多くの検討されるべき点がある。第一に、鉄山労働者の性格を把握するにあたって、発展史的視角に欠けている。すなわち、近世の鉄山労働者をすべて一括して扱い、時期・地域による発展段階の差異が具体的ななかたちでは顧慮されていない。顧慮がみられてもせいぜい指摘にとどまっている。第二に、農民出身の

鉄山労働者の存在が指摘されながら、それを「農民層分解」のあり方とのかかわりあいにおいて把握する努力がなされていない。それはせいぜい「諸方のあぶれ者」的な把握にとどまっている。さらにかれらが、鉄山労働者の再生産において如何なる比重を占めているかも明確でない。第三に、いわゆる農民の鉄山労働が駄賃稼・炭焼に限定されるべきかどうかも十分の検討を経てはいない。また、駄賃稼・炭焼に限定されるにしても、かかる鉄山労働を、村落構造との関連において把握する努力がなされていない。⁵⁾土井作治氏も「山内には厳しい職階的秩序がしかれ、非技術労働者は生涯妻帯を許されず、鉄山経営者の設けた山内私法により一歳から強制的に就労させられた。また、山内は一般農民との交流が認められず、国内外の山内間でのみ年間二季の経営者の了承による移動が認められていた」といいながらも、「これらは、山内規制がもっとも強固になった宝暦・天明の例であり、その形成期にあたる元禄・享保期では、山内秩序をめぐり藩・鉄山経営者・製鉄技術者の間に、緊張した対抗関係が継続していたと思われる」と述べている。⁶⁾したがって、鉄山労働者の性格については、「鉄山必要記事」がどこまで事実に基づいているか、さらにそれがいづれの地域にもあてはまるものであるか、あるいは山内と村落との交流がどこまでさかのぼれるかを実証的に押さえずなくてはならないのであり、今後のたたら製鉄史研究の課題といえる。本稿では、櫻井家のたたら経営と山内について言及し、これらの問題について考察してみたい。

一 櫻井家のたたら経営と地主としての成長

鉄師の成立過程については、実はこれまでほとんど実証的な研究はなされてこなかった。もちろん、史料制約によるところが大きい。土井

作治氏も「たたら経営者は「タタラ親方」または荷主とも記されて、広大な山林・田畑・屋敷を所持し、鉄生産・流通を支配し、中世土豪型（農奴主型）・前期資本型と性格づけられているが、少なくとも一八世紀前期以前の場合においては、彼等の経営内容の分析から導きだされたものではない。一八世紀以降においてたたら経営が成功し、大鉄師と称される者の出自ないし家譜から推量されているに過ぎないのである」と⁷⁷⁾っている。地主制の視点から田辺家を分析した高橋幸八郎氏⁸⁶⁾や山田盛太郎氏⁸⁷⁾の業績も近世前期にはまったく触れていない。櫻井家は、近世初期から幕末ないし明治期にいたるまで長年にわたり鉄山、腰林、田畑を絶えず集積している。以下、それを具体的にみていきたい。

櫻井家文書の元禄五年「山田畑家屋敷鉄穴買申目録」は「可部屋勘左衛門」によって記録されたものである。正保元年からの購入家督を書いたものであるが、元禄五年以降も書きたされ、元禄十三年まで記されている。櫻井家が上阿井村で最も早く鉄山を購入したのは、正保五年であり、屏風瀧山の一部を銚五駄で購入している。同五年には「呑谷掛横谷不残」を丁銀一三〇目で購入、慶安二年には前述したように、鉄山その他諸々丁銀三貫五八七匁で購入、同三年には田畑六石三斗三升五合を一一匁で手に入れ、明暦元年には内尾屋山の一部を丁銀八〇〇目で購入している。正保元年から明暦元年までの十一年間に銚五駄、丁銀四貫六二八匁を支払ってたたら製鉄業の基礎を築いたと言える。

その後、寛文元年から元禄十三年まで積極的に山、田畑、家屋敷、鉄穴を買い進め、この三十九年間で六一回に及ぶ購入を行っている。主には腰林、鉄山などの購入であるが、田畑も二六石二斗五升六合と六畝九歩を買っている。その代価は、丁銀十三貫六七匁五分一厘と札銀二貫八三〇目、米三五石六斗一升八合、銚一三五駄二五貫である。

櫻井家文書の寛政九年「田畑山林銚穴家督大辻直段積書」は、可部屋

源兵衛（利吉）によって調べられた櫻井家家督である。それによると、田畑の惣高は二〇四石三斗四升二合、物成一八二石五斗六升五合であるが、懸米（小作米）二四五石八斗六升であり、差引徳米は六三石二斗九升五合となっている。田畑惣高よりも懸米が多い。実質の石高は帳簿上の惣高よりはるかに多いことを示している。

田畑以外の家督として、銚山五三ヶ所、腰林三五ヶ所、銚穴三九ヶ所があり、その合計代銀は七四七貫四〇〇目である。先の田畑とあわせて総家督は七九四貫四二匁である。元禄十三年時点の家督の代価を丁銀に換算して約三〇貫目とすると、その後寛政九年までの九七年間で家督を二六倍以上にしている。櫻井家の旺盛な事業意欲、資産形成意欲を示している。

家督集積は上阿井村と三成村で盛んにおこなわれ、ついで下阿井村、高尾村、尾白村でも積極的に集積している。上阿井村の鉄山は二一ヶ所、腰林八ヶ所、銚穴一ヶ所となっており、代銀二四一貫三四〇匁である。三成村では鉄穴四ヶ所、腰林二〇ヶ所、銚穴七ヶ所を集積しており、その代銀は一九二貫五八〇匁である。

寛政九年から六三年後の蔓延元年の櫻井家文書に「諸家督書出帳」がある。櫻井家の源兵衛（直昇）による「書出帳」である。第1表はそのうちの「田畑書出」である。田畑惣高は約二六一石で、寛政九年の時より三〇%増である。しかし懸米（小作料）は五〇三石となっており、寛政九年の時の「帳簿」と同様に検地帳に載らない田畑が多く存在することを示している。従って、櫻井家の地主としての収入である徳米は、年貢支払いが少ないため寛政九年の四倍以上になっている。

第2表は、田畑を含めた総資産を示したものである。幕末のこの時点の総資産には、田畑山林のみならず、松江城下の末次に酒場二ヶ所、白潟に町屋敷四ヶ所が加わり、櫻井家が単なる奥出雲のたたら製鉄業者に

第1表 万延元年(1860)4月 櫻井家所有田畑の石高・年貢・小作料と実収高

	石 高	年 貢	小 作 料	差引(徳米)	代 銭
	石	石	石	石	貫
仁多郡上阿井村	53.3.1.8	45.3.2.0	96.5.5.3	51.2.3.2	7318.953
下阿井村	7.6.7.1	6.5.2.0	20.0.2.7	13.5.0.6	1929.528
三成村	65.5.5.0	58.9.9.5	76.5.8.6	17.5.9.1	3518.200
高尾村	26.7.0.3	21.3.6.2	41.4.8.9	20.1.2.7	4025.400
小馬木村	3.4.8.8	2.7.9.0	10.8.7.4	8.0.8.4	1616.800
小布施村	2.1.3.6	1.9.2.2	2.6.3.5	7.1.2	89.075
意宇郡八幡村	20.1.8.8	19.1.7.9	68.2.1.9	49.0.4.0	13509.640
〃 玉造村	10.7.9.6	10.2.5.6	26.4.1.7	16.1.6.1	4040.250
大原郡幡道村	66.6.6.8	53.3.1.8	142.5.5.8	79.2.2.3	15844.600
〃 西日登村	4.3.1.3	4.0.9.7	15.6.5.0	11.5.5.3	2567.330
〃 大原郡	1.0.8.0	1.0.2.6	2.0.7.6	1.0.5.0	210.000
田畑高総計	261.9.1.2	234.8.0.3	503.0.8.4	268.2.8.1	54669.780

(注)「代銭」は小作料から年貢を引いた徳米を銭に換算したものである。

「万延原庚申4月諸家督書出帳」による。

第2表 万延元年(1860)3月 櫻井家総資産

家督種類	対 価
	貫 文
田畑(小作料503石084)	54669.780
山代銭	291342.800
鉄穴	6312.500
尾鉄穴	1140.000
鉄穴水	530.000
酒稼場2か所(320石と240石)(松江城下末次)	1760.000
町屋敷4か所(松江城下白瀧)	14510.000
計	370339.000
外ニ	72000.000

「万延元庚4月諸家督書出帳」による。

とどまらず、松江藩内有数の資産家になっていることを示している。

「酒稼場」の一つは、天明五年（一七八五）に末次中原町の稲吉屋徳助が造高二四〇石の鑑札を得、それを嘉永三年（一八五〇）吉田屋曾太郎が譲り受け、さらに安政二年（一八五五）二月、櫻井源兵衛が買い取ったものである。「証文」には、譲り主吉田屋曾太郎と共に、魚町年寄の油屋孫左衛門が連記されており、この「酒造稼場」は末次魚町にあったことがわかる。

櫻井家総資産の対価は四四万二三三九貫文であるが、銀一匁を錢一〇〇文とすると、銀四四二三貫三九〇匁である。これを寛政九年の資産と比較すると、約五・六倍になっている。

安永九年に銑座が設置され、鉄を幕府の専売にしたため、生産者は安価に鉄を買い取られ、たたら製鉄業は苦難を強いられる。天明七年銑座は廃止されるが、享和年間まで二〇年間たたら製鉄業は苦しい経営の中にあった。しかし、その後、櫻井家は再び資産を拡大させていったのである。

二 寛保二年櫻井家鍛冶屋の山内

松江藩は正徳四年（一七一四）天秤輔使用禁止令を出す。たたら生産の大規模化によって砂鉄需要が多くなり、濁流被害が大きくなったのである。しかし翌年には再び認めている。櫻井家はこの五年後の享保五年（一七二〇）に、上阿井村に伊弉冉鑪を打ち立てている。櫻井家が備後国から上阿井村呑谷に移住してきたのは正保元年（一六四四）であり、呑谷から現在の居住地である上阿井村内谷に居宅を構えたのは元文三年（一七三三）である。享保五年の伊弉冉鑪は、高殿たたらと天秤輔を備え、大規模生産体制を整えたものと推測できる。櫻井家には、享保五年

から二十三年後の寛保三年（一七四三）上阿井村の「鉄方鍛冶屋者亥宗門御改目録」の控えが残されている。つまり、これは櫻井家居住村に存在していた山内鍛冶屋者の「宗門御改目録」である。この史料から当時の山内の実態と規模を知ることができる。

この山内には、男女二〇三人（男一〇五人、女九人）が居住している。うち、禪門一人、鍛冶屋者（家族含む）二〇〇人、警女一人である。彼らの宗旨内訳をみると、禪宗上阿井村妙楽寺五人、真宗上阿井村専福寺一八八人、同宗同村了端寺七人、同宗下鴨倉村光善寺三人となっている。前年からの増減内訳を見ると、一人増え、一方で八人が死亡している。増加の要因は、七人（男二人、女五人）が出生、三人（男二人、女一人）が他村より移住、一人（女）は他郡よりの移住である。

この史料から、寛保三年に内谷鍛冶屋者の家族が山内に二〇三人居住していたことがわかる。しかもほぼ男女同数であり、山内には年間七人の子供が出生しており、山内労働者は家族と一緒に居住していたのである。一人の鍛冶屋者の家族が平均五人とすると、四〇人の鍛冶屋者が内谷鍛冶屋で働いていたことになる。この「史料」の最後には、この「帳簿」が「宗旨訳ヶ証拠帳ニ引合、少も相違無御座候」と、「上阿井村鍛冶屋主 源兵衛」が記している。この「宗門御改目録」は、下郡の源兵衛と与頭の伝三郎へ一冊ずつ差し出されている。櫻井家の源兵衛はこの時、下郡役を勤めており、一冊は、鍛冶屋主としての源兵衛から下郡役としての源兵衛自身へ差し出したことになる。櫻井家の源兵衛は郡役人として、この当時すでに郡内に確固たる地位を築いていたことがわかる。源兵衛は九年後の宝暦五年（一七五五）鉄師頭取に就任しており、たたら製鉄業者の中でも指導的立場を確立していたのである。

三 櫻井家たたら製鉄業の経営拡大と流通

櫻井家は、上阿井村内谷に居宅を構え、その裏山に金屋子神を祭り、さらに居宅の近くに鍛冶屋を構えている。そしてここを中核として櫻井家のたたら経営が展開されるのである。この立地と形態は、享保期から幕末・明治・大正まで変わらない。

ただし、櫻井家のたたら場は、安永五年（一七七六）以降、上三成村宇根たたらに固定されるが、それまでは上阿井村の伊弉冉たたら、猪子原たたら、下阿井村の奥湯谷たたらなどを順番に打ち立て、短くて三年、長くて一九年間吹き、これらのたたらを二度、三度と使っている。万延元年（一八六〇）以降は、宇根たたら以外に、藩の特別の意向によって槇原たたらを経営することになる。さらに安政五年（一八五八）には、八代谷たたらも吉田村の田部家と共同経営することになり、同時に三軒のたたらを経営するのである。

一方、鍛冶屋は上阿井村内谷の鍛冶屋以外に、寛政二年（一七九〇）から宇根鍛冶屋半軒を五年吹き、寛政六年から曾木村矢入鍛冶屋半軒を九年吹き、さらに文化六年からは下布施村瀧上鍛冶屋半軒を三年吹いている。このほか、文政二年（一八一九）に大呂村龍ノ駒鍛冶屋半軒を吹き、同六年には再び瀧上鍛冶屋を七年吹いている。しかし、内谷鍛冶屋以外に最も長期間鍛冶屋を経営していたのは、天保元年（一八三〇）以降ずっと吹き続けた下阿井村の奥内谷鍛冶屋と文政五年（一八二二）以降二〇年間吹いた上阿井村の木地谷鍛冶屋である（「万延元年系図並代々御称美寸志上納勞錢鑑鍛冶屋御免場所替書出」控による）。史料の年号に多少の不正確さはあるが、経営簿などを照合しても、幕末櫻井家は三軒のたたらと三軒の鍛冶屋を営んでいたのは間違いない。

櫻井家文書に、寛保四年（一七四四）「諸鉄指紙留帳」がある。仲野

義文氏のご教示によりこの史料を知った。いずれ仲野氏によって詳しく分析されると期待しているが、これは櫻井家で生産された銚、劔、割鉄を販売先に廻送するため、問屋に対してその商品鉄の品目と数量を書き記して廻送を依頼したものである。これをみると、「手船藤三郎ヲ以て越後・新潟エ積廻シ申候」とか「越前三国エ学頭村善吉船ヲ以積廻シ候」などと大坂、北陸への販売を展開している。販売を依頼している問屋には、宍道の小豆屋五右衛門がよく登場し、大坂の販売先には長堀の泉屋理助が出てくる。また、「口田儀町油屋庄吉船ヲ以積為登申候」というものもある。ここで詳しく言及する余裕はないが、注目すべきは、寛保年中には自ら手船を所有し、宍道湖沿いや日本海の海岸沿いの問屋を通じて生産した銚、劔、割鉄を大坂や三国などへ販売しており、櫻井家で生産された鉄の市場は、すでに全国展開していたことである。つまりこの時期、櫻井家は大量生産体制を確立していたことを示している。やはり、元文三年（一七三八）に上阿井の内谷に今日まで続く居宅を構えたのは、大量生産体制の確立と密接な関係があるといえよう。

四 経営規模の拡大と山内人口の増加

寛政六年（一七九四）における仁多郡上阿井村鉄方鍛冶屋者宗旨別の「従寺方宗旨証拠帳」三冊は、宗旨別に家族ごとの名前と年齢が記され、山内労働者の家族の実態がよくわかるものである。先に示した寛保三年の山内人口よりは一六人の減で、五五家族、総人口一八七人（男一二二人、女六五人）となっている（史料の末尾に記してある合計ではなく、付箋で修正したものを数えなおした）。寛保三年の史料では、男女の数がほぼ同じであったが、ここでは女子の数が男子の約半数である。一人前の労働力となったら、山内を出て、他に働き口を求めているのであろう。

一家族に一人の山内労働者とする、五五人の山内労働者が存在していることになる。一人者は一人であり、四四人が女房、子供や親、兄弟などの家族と生活している。女房がおらず、子供や親、兄弟と一家をなしている者が三二人いる。女房と離縁したか、先立たれた者であるが、やや多すぎる。しかしながら、さきの寛保三年の史料でも言及したように、この当時に山内の鑪者、鍛冶屋者と言われた労働者は多く家族を持って山内に生活していたことは明確である。家族構成を見ると、大家族の者もいる。一例を挙げると、市三郎（八二歳）の家族は一三人家族である。女房すて（五八歳）、長男平右衛門（四五歳）とその女房つま（三八歳）、平右衛門長女たる（二三歳）、息子次郎（二歳）、妹はな（八〇）、はなの長男市郎右衛門（四五歳）とその女房ふゆ（四六歳）、市郎右衛門の長男六次（二三）、はなの次男樽吉（四四）、樽吉長男浅之助、（二歳）、はなの三男宮吉（二三歳）である。市三郎の家族六人と、市三郎の妹家族七人が一緒に住んでいるのである。この場合、平右衛門と市郎右衛門、さらに宮吉は働き盛りであり、この三人は山内労働者であろう。

さて、この後幕末までに、櫻井家のたたら経営が拡大するに従って、当然山内労働者は増加していった。天保二年（一八三一）の櫻井家山内労働者とその家族は三三人、文久三年（一八六三）には四〇一人と拡大している。寛政六年から文久三年まで六九年間で櫻井家の山内労働者の家族を含めた総人口は二倍になっている。

櫻井家所蔵文書「家元人別書出」は、年不詳文書ではあるが、万延元年創業の榎原たたらが記されていること、櫻井七郎衛門から庄屋丈兵衛宛に書き出されていること、書き出されている年を未年と記していることなどから、明治四年であることがわかる。この「家元人別書出」には、櫻井家のたたら三軒と鍛冶屋三軒で働いている者が、山内ごとの家族数と共に記されている。従って幕末から明治初期に櫻井家が設置・管理し

第3表 明治4年櫻井家鍛冶屋・たたら山内の人口

	内谷鍛冶屋	木地屋鍛冶屋	奥内谷鍛冶屋	宇根たたら	榎原たたら	八代谷たたら
櫻井宗門付き	154	46	32	68	30	6
上阿井町より入る	25					
上阿井村より入る	7	2			120	98
他村より入る	20			68		
他郡より入る	5	10	20		12	
他領よりはいる	4				3	
田部宗門付き		5	3			15
合計人口	215	63	55	134	165	119
竈数	39	17	16	32	41	32

(注1) 竈数の項の数字は家族数であり、竈数が山内労働者の人数とほぼ同じとみなすことができる。

(注2) この表には出てこないが、櫻井家文書にたびたびでてくる大吉たたらは安政5年八代谷たたらに打ち替えられる。また、野土たたらは、諸施設を含めて明治15年に櫻井家が買い取ったものである。

櫻井家文書「家元人別書出」による。

ていた、たたらと鍛冶屋ごとの山内規模を知ることができるとは。それを示したのが第3表である。それぞれの山内構成員には、すでに宗門改帳に記されていない者も存在する。同時に他村、他郡より多くの者が入っていることがわかる。

山内規模をみると、槇原たたらと鍛冶屋が最も多く、山内労働者とその家族が多いことを示している。しかし、家族数を含めた山内人口の最も多いのは内谷鍛冶屋である。内谷鍛冶屋は櫻井家の近隣に附設されており、その山内には鍛冶屋者以外の者も居住していたと思われ、大規模化していったものであろう。奥内谷鍛冶屋、木地屋鍛冶屋の山内人口は他の半数以下であり、規模は小さい。これらの鍛冶屋の位置は、内谷鍛冶屋からそれほど離れておらず、内谷鍛冶屋の付随的性格をもっている。

これら合計六軒のたたらと鍛冶屋に付属する山内の合計竈数は一七七(一竈に一人の山内労働者として、山内労働者の数とみなすことができる)、家族を含めた山内人口の合計は七五一人である。櫻井家のたたら経営は、これら家族の生活を維持することによってはじめて成立したのである。

五 村と山内の交流

ところで、櫻井家には山内住人の「宗門放證文」と「宗門受取證文」が合計一七四通残っており、これが一冊に綴じられている。これによって文化二年から嘉永二年までの四四年間の山内人口流動性を知ることができる。「宗門放證文」は、山内から出ていった者を宗門別帳から除くことを庄屋に届け出たものである。「宗門受取證文」は山内に新たに入って来た者を宗門別帳に加える旨庄屋に報告したものである。一七四人のうち、一一〇人が山内から出ている。

山内を出た理由をみると、結婚(女性)五八人、養子一〇人、離縁五

人、家族共引越一四人、一人引越七人、「勝手ニ付引越」三人、「行方不知」一三人である。結婚のため山内を出ていった女性の多くは、近隣の村へ嫁に行っている。しかしなかには備後国恵蘇郡森脇村や和南原村へ、さらに能義郡の広瀬藩上山佐村、鳥取の日野郡萩原村へ嫁に行っている者もいる。備後国恵蘇郡は櫻井家が出雲国へ入国以前に居住していたところであり、広瀬藩は松江藩の分家が藩主であり、比較的抵抗が少なかつたのであろう。日野郡はたたら製鉄の盛んな所であり、なんらかの縁があったのであろう。

山内に入って来た者六四人の内訳をみると、鉄方鍛冶屋者との結婚(女性)三七人、養子一人、離縁して帰った者七人、鍛冶屋者として山内に入った者三人、その他六人である。

山内を出た者一一〇人のうち七六人が女性であり、うち五八人は結婚のためである。また山内に入ってきた者六四人のうち女性は四八人で、うち三七人は結婚のためである。

ところで、文化二年から嘉永二年までの四四年間で、山内から出ていった者が入って来た者よりはるかに多いのはなぜだろうか。寛政六年から天保二年までの山内人口は一三〇人もふえ、その後もふえ続けているのである。生産の拡大によって二、三男を新たに山内鍛冶屋者に抱えこむことができたのであろう。一方、山内を出ていく者の多くは女性であり、結婚のために出て行く。その外、山内は男性中心の仕事場であり、女性の多くは結婚以外、仕事を求めて出ていくのであろう。

ともあれ、鉄方鍛冶屋者の所へ近隣の上阿井村、下阿井村、さらには三沢町、また備後国恵蘇郡の和南原村や大内村からも嫁に来ている。藩を超えて婚姻圏が広がっていることは注目し得る。さらに、このように村の者と山内の者が比較的自由に結婚しており、山内と村との交流はごく自然におこなわれるようになっていたことを示している。

六 榎原鑪の山内規則

櫻井家は万延元年（一八六〇）藩の特別の許可と保護のもとに榎原御鑪を設置したが、元治二年（一八六五）には山内規則として「山内定法書目」を定めている。これは「宗門之儀」やその他の諸禁制など藩の「御法令」を厳しく守るよう申し伝えるとともに、山内作法について細かく定めたものである。

そのうちの「山内作法申渡条々」は、一二条にわたり鑪内での労働者の心構えを説いている。第一条に、「鑪吹方之儀者職人引請之事」とし、「鑪内人別者職人手先ニテ万々懸引不致テ者不相成候所」と説いて、「不心得之者有之候ハ、幾重ニ茂申諭、其上聞入不申者者、無用捨支配人江可届出事」と記している。

職人とは、村下と炭坂をさしている。この二人で炭焚と番子を指図して働かせるようにしている。指図に従わない場合は支配人へ届け出るように命じている。また、炭や粉鉄（砂鉄）を粗末に扱わないよう心配りすること、炭焚や番子の仕事がいい加減にならないように気をつけることなど、細かく規定を設けている。そして鑪内の全てについて責任は村下と炭坂にあることを示している。

このほか、「山配取扱向ケ条」三三条を定めている。山配は炭や灰の取り扱いを担当する者である。山子（大炭焼き）の持って来る炭の品定めをし、さらに焼木山（炭山）で「不埒之儀」がないように監視して廻った。この「山配取扱向ケ条」は鑪内のこと以外の全てについて言及している。すなわち山子のことのほか、鋸折をする「銅折小屋」、や「鉄蔵」、「粉鉄洗之儀」など様々のことに言及している。

たたら操業の始まる時、山内を廻って村下、炭坂、炭焚、番子など担当一〇人を軒別に起こして炉内へ揃えさせるのは、山配の仕事であった。

また、操業に際しての入用品はすべて山配が手配した。そして、山配は鑪外での仕事がないときは昼夜鑪内にいてすべてのことを見繕う役目を負っていた。

仕事の合図は「拍子木」によって知らせるようになっており、たばこは銅折小屋のみで吸うようになっていたが、長たばこにならないよう厳重な取り締まりを命じている。番子庄屋は職人（村下・炭坂）の下役と位置づけられており、鑪内のことは職人と山配が申し合わせるようになっており、労務管理としては番子を最も重視している。

櫻井家の山で炭を焼いている山子は「野方」と呼ばれ、彼らは山配の指図によって仕事をしていた。また、山配は子鉄（砂鉄）洗いの監督もしていた。

ところで山内労働者に対しては、米の前貸しが一般的になっており、「米貸定日」に一定量を借りるようになっていたが、特別の理由があつて定められた以上の「増借」をした場合は、山配に申し出るようになっていた。

山内の労働者も村の寺社会式や祭礼に参詣しており、その際大酒を飲んで大勢の人前で大声を出して騒ぐことのないよう「山内定法書目」では戒めている。

この「山内定法書目」は、幕末の山内の実態を知る上で実に貴重である。その末尾には、「平常主家之恩を不忘却」とあり、さらに「萬一心得違者於有之者急度咎可申付者也」とあって、山内もたたら経営者を頂点にした組織であることは言うまでもないが、村下は技術者として鑪内での操業に責任をもち、山配がむしろ山内全体を取り仕切って管理していることがわかる。

この榎原たたら「山内定法書目」が幕末の一般的な山内を例示しているかどうかは今後検討していかねばならないが、少なくとも有力

な一例であろう。

七 たたらの新設と山内

宇根たたらは、安永五年（一七七六）に新設して一〇〇年以上、櫻井家がたたら操業をやめるまで使われている。しかし宇根たたらが操業を始める以前の各たたらは三年〜十九年の操業で、寿命を終えて次の新しいたたらが設置されている。また幕末に、増たたらを認められたり、増鍛冶屋を認められることによって、たたら場や大鍛冶場が増加し、そのことによって山内労働者は増加し、山内も新設されていった。増たたらは、一般的には年限を限られて認められたため、年限が切れる時、引き続き認めてもらえるように願出することもあったが、その時を契機に新たにたたら「打替^{うちかえ}」を願うこともあった。

大吉たたらと福原たたらは、櫻井家と吉田村・田部家の相吹き（共同操業）であったが、安政五年（一八五八）許可年限が切れることになっていた。そこで引き続き許可をもらいながら、それを契機に八代谷たたらに「打替」している。福原たたらは文政四年から安政五年まで三八年間、大吉たたらは天保一年（一八四〇）から安政五年まで九年間、相吹きしてきた。八代谷たたらへの「打替」にあたっては、田部家や櫻井家の関係者、田部家の菅谷たたら、杉戸たたら、さらには大吉たたら代表者が相談している（安政五年「八代谷新鑪相談覚帳」）。万延元年（一八六〇）一月、御趣向御鑪の楨原たたらは「初代」（初操業）を迎え、生産は順調に行われていった。初代で、銚一七駄七貫五〇〇匁目、鋳一七貫であった。四代目以降は合計全て四〇駄を越えている。

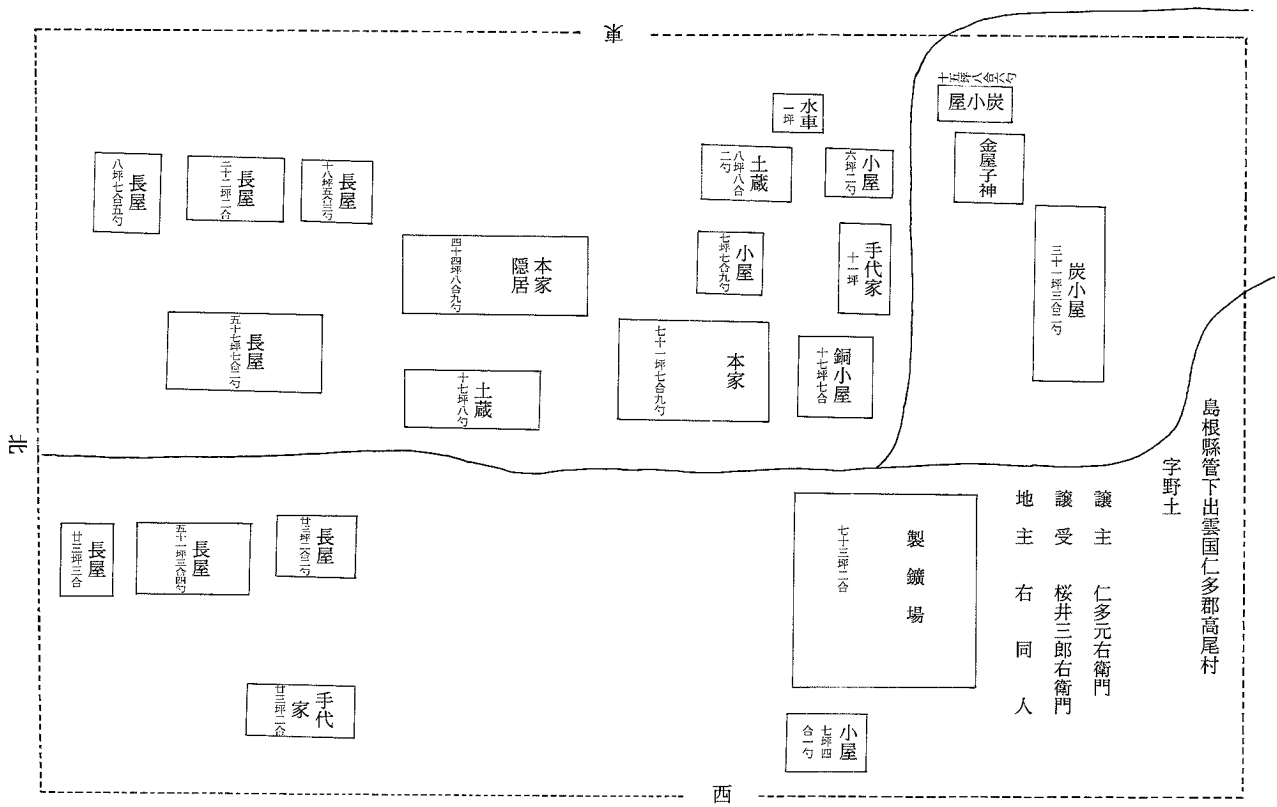
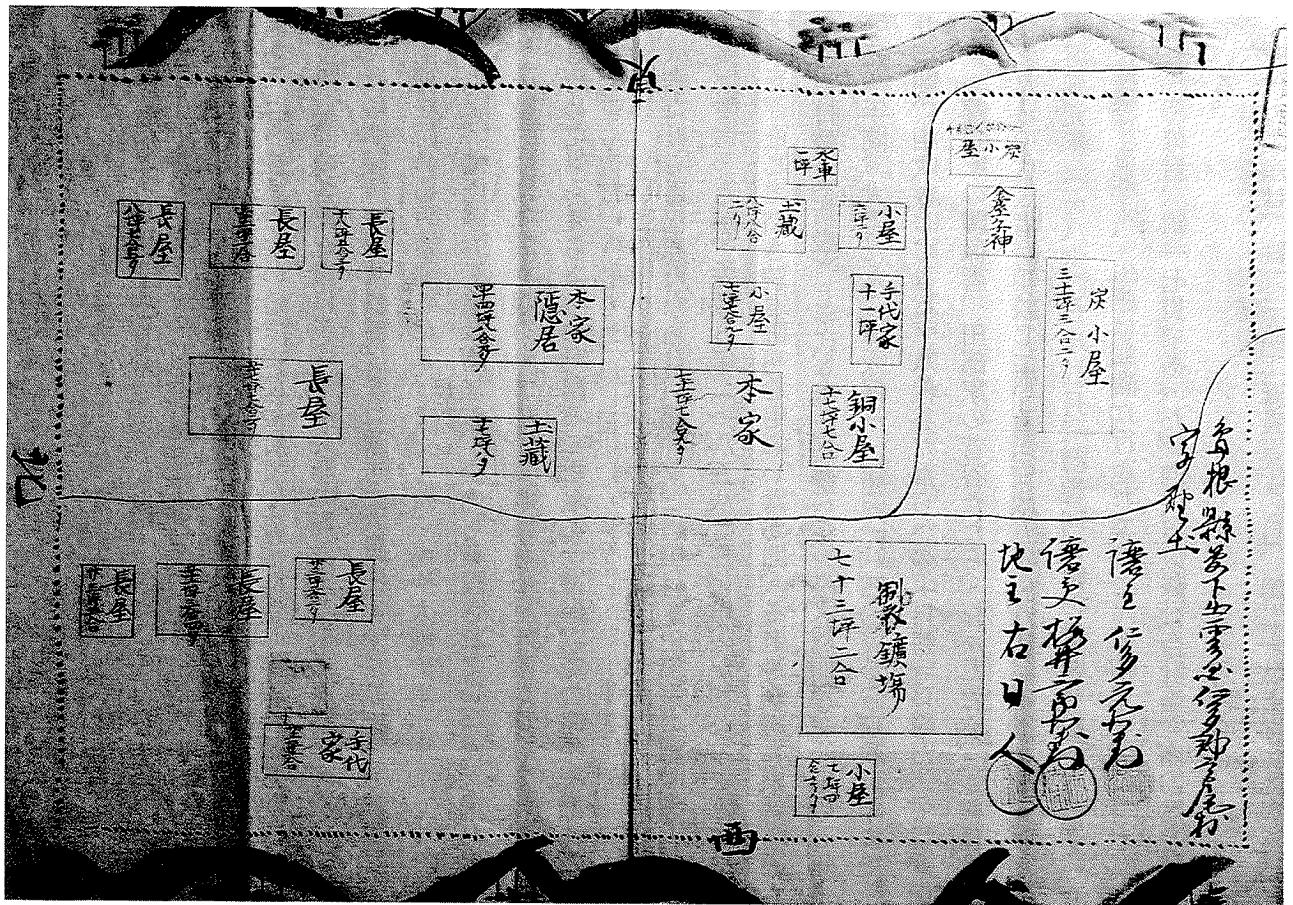
七代の生産は、銚二三駄二五貫五〇〇目、鋳二一駄となっている。

七代の時、「七代立祝」をおこなっているが、上阿井の庄屋、年寄、町方の目代、山内労働者、小作人など合計二六六人に祝い物を配っている。その内訳から櫻井家関係の者をみると、内谷山内の者、近辺の小作人七〇人には「鑪打建候砌、木引手伝候」ということで祝儀を配り、ほかに木地谷山内一〇人、奥内谷山内二人、新設されたばかりの楨原たたら山内者のうち通いの者二六人に祝儀が配られている。山内労働者といいつながら、近辺の農村から通いの労働者がいたことを示している。このほか、祝儀の配られる対象者として、櫻井家の六軒のたたら場、大鍛冶場の手代は残らず含まれている。これらのことから、大規模なお祝いが行われたことを知ることができる（万延元年「鉄方御趣向御鑪万留帳」¹⁰）。

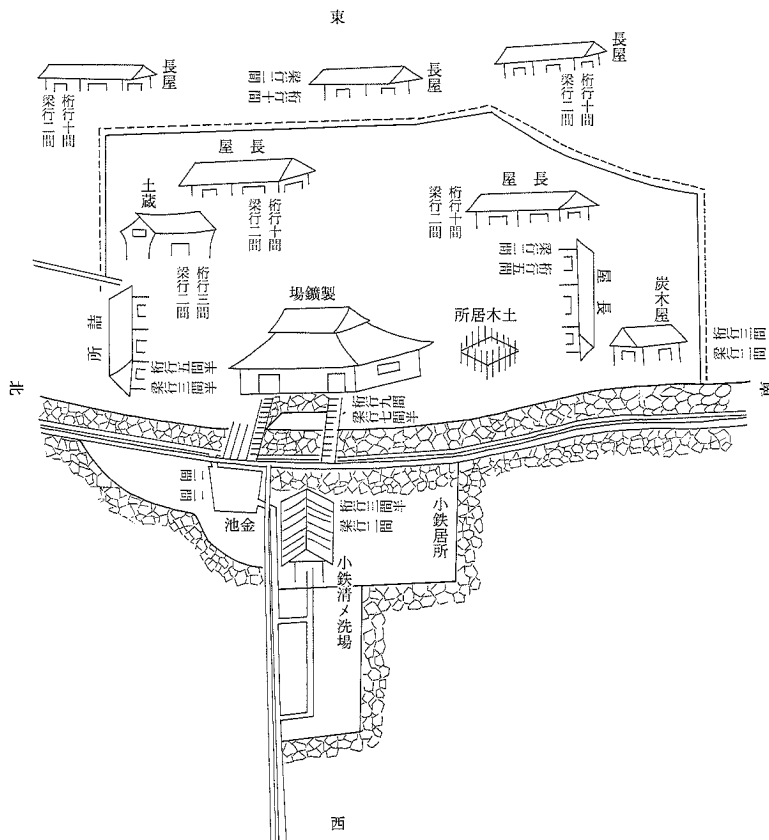
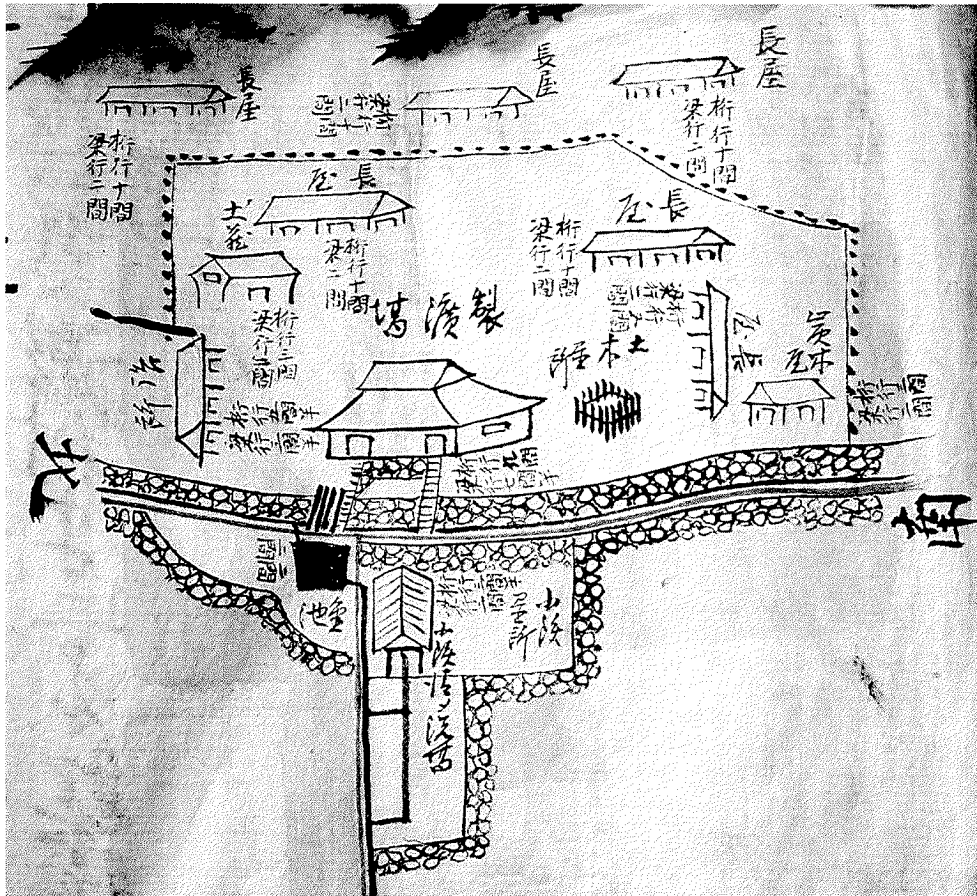
八 絵・図面にみる大鍛冶場とたたら場

櫻井家には明治十一年と二年の二度、画家田能村直入が逗留している。田能村直入は京都府画学校（京都市立芸術大学の前身）設立に尽力し自らの潤筆料を画学校の運営資金に充てようと、中国地方各県への旅に出た。そのとき、櫻井家にも逗留したのである。その際、櫻井家周辺を季節ごとに一二の風景として画帳に残している。そのうちの一つは、櫻井家内谷の山内を写實的に描いていて、地形は今日でもほとんど変わらない。もう一つは母屋とその周辺の蔵などを描き、さらに、今一つは大鍛冶場周辺が母屋と共に描かれている（これらの絵は本書口絵に載せている）。

山内を描いた画をみると、櫻井家の母屋から一〇〇メートルほど東の位置に山内労働者の居家である藁吹きの家二軒前後と、本小屋と呼ばれる、経理など行う板葺きの一軒が描かれている。山内労働者は長屋ではなく、一軒の藁吹きの家には家族と共に暮らしていることを示している。



明治16年野土鑛諸施設の配置図「明治16年4月製鉄場譲渡願」による



明治7年邑智郡潮村（現美郷町）^{ふたご}二多郷たたら

一方、母屋の西二〇〇メートルくらいの位置に大鍛冶場と二軒の山内労働者の居家、さらに手代の家といわれる居家が描かれている。大鍛冶場を含め、いずれも藁吹きである。その奥に母屋と蔵群も描かれており、地形は今もほぼ変わらない。これらの山内と大鍛冶場は近世後期の様子とそれほど変わらないと推測できる。

次に明治一五年、櫻井家が仁多元右衛門から購入した高尾村・野土たたらについて、購入時に物件書類と共に差し出された野土たたら図面をみてみたい。描かれた図面は製鋳場（たたら場）七三坪二合や金屋子神、本家、本家隠居、手代家二軒、銅小屋、炭小屋二軒、土蔵などと共に、山内労働者の居家である長屋七軒が描かれている。長屋の広さは同じではなく、八坪から五二坪まである。櫻井家内谷の山内労働者・居家は藁葺きの一軒であったが、野土たたら場の山内労働者の居家は長屋である。

ところでこれら山内の様子をうかがうことができるものが石見たたらにもある。邑智郡潮村（現美郷町）中原家の二多郷（ふたご郷）たたら場である。明治七年中原岩三郎の「借区開業製鋳願」に添えられた図面である。敷地内に製鋳場を中心に「炭木屋」、土蔵、長屋三軒、詰所があるが、二多郷たたら場の特徴は、もう一段低いところに「小鉄清メ場」と「小鉄居所」があることである。さらに、敷地から少し離れたところにも三軒の長屋がある。長屋は合計六軒であるが、すべて桁行一〇間、梁行二間である。長屋の規模を吟味する余裕はないが、たたら場での生産量によって山内労働者の数も異なってくるであろう。詰所は監督する者が事務をとるところである。中原家の母屋は少し離れたところにある。

以上三カ所の絵と図面は、明治初期の大鍛冶場とたたら場を示しているが、近世後期にもほぼこのような形態であったであろうことは充分推測できる。山内の形態には経営者の考えや母屋の位置、地形などから多

少の差異もあった。しかし職住一体の合理的な考えから山内も形成されていたことを知ることができる。

おわりに

さて、櫻井家の山内は寛保三年（一七四三）にはすでに成立していたが、この時すでに山内労働者は家族と共に山内で生活していた。さらに文化二年（一八〇五）以降の「宗門放証文」と「宗門受取証文」からこのころすでに近隣の村との交流は、結婚などを通してあったことが確認できた。また、元治二年（一八六五）の櫻井家の山内を「山内定法書目」を通してみてきたが、銅折小屋ではたばこを吸えたり、村の寺社会式や祭礼に参詣してもいた。これらのことからただちに山内の閉鎖性や山内労働者のたたら経営者への隷属性を否定するわけではない。櫻井家の大規模な山内成立を確認できる寛保三年（一七四三）から山内と近隣村との交流が確認できる文化二年（一八〇五）までには六二年の年限がある。さらに「山内定法書目」の成立時期までは一二年の年限があるのである。この間に山内は様々な変化をしているであろうし、その時々時代の影響を受けていると思われる。したがって、山内の実態についてはまだまだ多くの事例を検証しなくてはならない。

山内の閉鎖性・経営者への隷属性を伺わせるものとして、我々はすでに広島藩の天明元年（一七八一）「隅屋鉄山規則」や寛政四年（一七九二）「隅屋鉄山の『山内格式』を申付ける覚」に見ることができる。¹¹⁾「隅屋鉄山規則」では、山内からの逃亡者については、たとえ遠方へ逃げたとしても、余計な費用がかかっても「尋候而引戻シ候」と記している。

「隅屋鉄山の『山内格式』を申付ける覚」には、「鉄山之者ハ鉄山切ニ仕、場所近所百姓屋有之候共、日之中ハ勿論夜中ニ而も百姓屋江入込申

間敷事」とか「諸商人場所内江入込せ申間敷事」などあり、山内の閉鎖性を伺わせるものがある。さらに「欠落者有之候ハ、早速諸方江追手ヲ出シ可申事、落着キ所相知レ候ハ、早速引戻シ可申」とあり、厳しい拘束力を示している。ただ、一般的には逃亡した労働者はたたら経営者からの前借りを踏み倒して逃げていたのであり、逃亡を牽制するために厳しい「山内格式」を示しているともいえる。

一方、『鉄師絲原家の研究と文書目録』¹⁰⁾には、「小峠鑪諸演説之覚」「山内申渡頭書事」などいくつかの山内史料と高尾昭浩氏の論説「山内集落の形成と山内労働者」が収められている。氏はこれらの史料から山内労働者の「隷属性」を否定している。ただ、労働者に「隷属性」のない山内は、成立当初からそうであって、変わらないのかどうかを明確にする必要がある。氏の引用した史料である「小峠鑪諸演説之覚」について、高尾氏は、寛延元年（一七四八）から宝暦三年（一七五六）の六年間操業した小峠鑪において、操業開始にあたって「申渡したものと」断定しており、かなり早い時期の山内についての史料として、注目に値する。

さて、本稿では近世後期の山内を櫻井家を一つの事例として検討してきたのであり、今後さらに時代をさかのぼって鉄山労働者の実態を究明していかなければならない。

註

(1) 『たたら研究』第四四号（二〇〇四年十二月）所収、「地理学におけるたたら製鉄の研究動向」

(2) 保坂智「近世後期鉄山労働者の性格に関する一考察」（『史観』九三、一七一―一二九）

荻真一郎「南部鉄山における生産組織と労働組織―近世後期中村家の場合―、

『日本文化研究所研究報告』（別巻一八、東北大学、一九八一）、同『近世鉄山社会史の研究』（思文閣、一九九六年）
山崎一郎「近世鉄山業における労働者争奪と経営者間協定」（『瀬戸内海地域史研究』三、一九九一年）

山内を「隷属性・閉鎖性」的と規定した研究者は、たたら研究の先達である尾高邦雄氏や向井義郎氏、庄司久孝氏である。彼らは初期のたたら研究に大きな業績を残した。彼らの見解は、当時の史料的制約から限界もあったが、多少誤解されているところもある。

尾高邦雄氏は『職業と社会集団―出雲地方の鉄山における生活協同態―』（一九四六年）で、山内を「封鎖的集団」と規定しているが、「山内と地下との間の通婚が比較的行はれ難かった」としながらも、「勿論時代の新しくなるほど、そして鑪の定着性が増大するほど、両者の通婚は普通のこととなった」という。

庄司久孝氏の「たたら（鑪）の経営形態より見たる出雲、石見の地域性」（『島大論集』第一号所収、昭和二五年）も山内についてはほぼ尾高氏の見解を踏襲している。

向井義郎氏は「広島藩の鉄山格式及条目」（『史学雑誌』第六三編第八号所収）で、山内労働者を「借金奴隷的状态」といい、「山内作業場に緊縛されて収奪される機構内にあつては、前貸未進のまゝ、他処の鉄山へ欠落することが多かった」という。ただ、向井氏の使われている史料は、明暦二年（一六五六）の「鉄山格式及条目」、さらには元禄二三年の史料であり、近世前期というかなり早い時期のものである。我々は今後、山内の性格については、時代区分をしてそれぞれの時代における山内を分析していかなくてはならない。

(3) 「鉄山労働者の性格に関する覚え書き」（高木正朗編『空間と移動の歴史地理』（立命館大学地域情報研究シリーズ三、古今書院）

(4) 『日本庶民生活史料集成』第一〇巻所収

(5) 『近世製鉄史論』一九七二年、三一書房、一五八頁

(6) 『日本製鉄史論』所収、「松江藩の鉄山政策と製鉄技術」、一九八三年

(7) 「近世期鉄山生産における藩・鉄師と農民」（『歴史評論』三五〇号、一九七九年、所収）

- (8) 「島根県における株小作制度と田部家（鉄師）の構成並びに農地改革の影響」（財団法人農政調査会発行、一九五二年三月）
- (9) 『日本農業生産力構造』（岩波書店、一九六〇年、近世の明和から近代の大正末までの鋼・銑の生産一覧表がある）
- (10) 「八代谷新鑪相談覚帳」「鉄方御趣向御鑪万留帳」ともに鳥谷智文氏の御教示によってその存在を知った。記して謝したい。
- (11) 『加計町史』資料編Ⅱ（平成一四年発行）所収。
- (12) 『鉄師絲原家の研究と文書目録』は、「絲原家文書悉皆調査報告書」であり、文化庁と島根県の補助事業として二〇〇五年島根県横田町教育委員会によって出版され、筆者がその監修にあたった。

〔史料〕

山内定法書目（元治式 丑正月）

御鑪槓原

御條目並御用所御書附之趣、其外追々被仰出候殿合之趣、

大切至極之儀ニ候間、疎ニ相心得間鋪候、荒増御ヶ條左之通

一 宗門之儀者至而太切之事ニ候間、御法令通、猥之儀無之様取扱候事

一 博奕之儀者格別之御制禁ニ候間、聊タリ共勝負事一切不相成事

一 喧嘩口論ヶ間敷儀一切不相成、不宜事大勢申合候儀者、徒党ニ相聞候間、兼々可相慎事

一 絹布御殿合之儀者、追々御嚴重被仰出候間、絹布斤糸金銀細工物等一切不相成、其外能手之品相用間敷事

一 近年追々世上驕奢致、增長候ニ付、萬々古風ニ立戻、質素儉約相守候様被仰渡候條、此旨兼々相心得居、衣類食物等別而心ヲ付能手之儀無之様可致事

右之條々一同相心得、兼而被仰渡候御法令

猥之儀無之様急度可相守者也

正月

山内作法申渡條々

一 鑪吹方之儀者職人引請之事ニ候處、家業第一大切至極之事ニ候間、少茂無油断相勤、鑪内諸殿合心ヲ付可申、尚又鑪内人別者職人手先ニ而萬々懸引不致而者不相成候所、身分潔白ニ無之而者不行届之物ニ候間、業向勿論兼而身分相慎、無手抜掛引業躰相励可申、尚又、内方者之内、不心得之者有之候ハ、幾重ニ茂申諭、其上聞入不申者者、無用捨支配人江可届出事

附リ、番子仕事心ヲ付賃錢高下嚴重ニ取極可申出、尚又鑪内鉄類遣

道具等不殿合之儀無之様可令心配、扱又炭・粉鉄鹿抹ニ不相成様心ヲ付、且炭灰取殿リ之儀者山配引請ニ候得共、猥之儀無之様職人炭焚扱より心ヲ添殿リ合行届候様可令心配事

一 炭焚、番子動向之儀等閑之任方有之候而者、吹方差間相成、大切之儀ニ候間、出精相勤可申、鑪内方者職人引受ニ候間、萬々致差凶実躰相勤候様職人より屹度心配可致事

一 炭焚之者第一炭・小鉄太切ニ致、取扱無油断炭灰念入卸取、荒キ分者釜ノ内江相用可申、扱又尾尻鉄類鹿抹ニ不相成様氣ヲ付拾置候事

附リ、小鉄、焼薪、炭木類焚候儀ハ堅不相成、悉皆執ニ而相仕舞候事

一 番子之儀者吹踏方第一之儀ニ候處、眠付キ踏堅不相成、尚又番子之内病氣故障等有之、欠間入用之節者、番子人別之内より代リ可相勤、扱又小鉄負込並籠之目上釜土負、其外仕事小役目有之候間、定之通嚴重可取扱、上釜土番子手合仕来候所、間ニ者、釜塗余土或者伐落シ土等、二割土ニ取交候儀茂有之趣一切不相成事ニ候、尚又鑪遣ひ道具類至極大切に取扱、釜土之節扱者別而可心付事

附リ、藁帚四本拵置、兼而天秤山四方ニ備置、番子代り度毎、上蓋ノ上砂無之様掃除可致事

一 鑪仕懸之節、職人始内方者夜ノ吹三計間有之時分出揃、仕掛念入吹方第一ニ可心ヲ付事

一 鑪下り之節吹方之模様ニ寄、夜仕舞或者差明シ有之候處、是等之儀者職人心ヲ付可申、且仕舞之儀人別より速ク扱我尽之儀申者有之候ハ、無用捨職人より算用場江可届出事

一 天秤山江無用之者一切不相成、而職人炭焚番子等之者より制方可致事

一天秤山並小鉄待其外鑪内ニ而子供惡遊不致様而職人より急度制シ方可致事

致事

一 鑪出鉄之節山配者勿論職人とも早朝より出掛、何角見繕、扱又朝鉄糞取候儀者、鋸引人別鑪江出不申内ニ取片付可申、鋸引出灰床ノ内片付右仕舞可申事

一 炭灰取扱向之儀者、山配引受ニ候處、山内人別江老代ニ付老軒江双籠一盃宛遣候間、山配江願出賣可申、勝手ニ取掃候儀堅不相成、萬一心得違之者見当リニおゐて者急度答可申付事

附リ、山子之者銘々釜山ニ炭灰有之候儀、鑪所ニ而者遣不申事

一 山配之儀者山内一鉢之掛引、就中野方人別を引受、日々諸事手配遣ひ方懸引いたし、本小屋用向相勤、万端取引多重役ニ候所、身分潔白ニして諸事嚴重取扱不致而者、諸人掃服致兼、物每差間多不為之筋ニ候間、此段兼々可相心得事

山配取扱向、ケ條左之通

一 大炭請取方之支

但、炭灰、木頭炭ノ焼方等能々相改、炭灰並木頭有之候ハ、懸目之内ニて引落可申、扱亦炭堅ク焼方致候ハ、是又見計ヲ以何割与歩引請取候事

一 長木請取方之事

但、長サ極有之候通、余慶長短無之様為伐受取候事

一 灰木受取方之事

灰木随分細く為割、荒キ分者割直させ、懸改可受取事

一 釜土請取方之事

釜土天氣能時分ニ為負、鑪下リ日迄ニ可手配置事

一 毎夜本小屋江罷出、翌日用談仕事、諸事手配方示合、夫より山内打廻リ、夫々人別江仕事可申付事

一 諸日用宰料いたし、仕事見合、其日働振ニ応し賃錢増減相究、毎夕本

小屋ニ而人別日帳可致事

一 釜塗ニ者火ノ元第一心ヲ付、鑪内外打廻、無油斷見合可申候、尤外ニ火番付置、釜塗之節其場江為立会候事、且番子受前仕事猥之儀無之様可心付事

一 鑪籠仕掛之節、夜之長短見計ヲ以、夜吹平生三斗間位有之様為仕掛可申、山内打廻リ、村下・炭坂・炭焚・番子等都而仕掛拾人之者軒別ニ起シ鑪内江為揃、夫より釜ノ内江入候竿炭之木口江火ヲ付、直ニ釜之内江入候様手配置、惣而仕掛之節入用品山配より可手配置事

一 番子途中ニ而病氣故障有之節ハ、其段当人より番子庄屋江相届、番子之内より欠間為相勤可申候、若番子之内ニ而手合出来不申候節者、山配より代人野方より雇出候支

一 鑪内ニ昼夜不離相詰居、炭灰等日々炭焚江申付為卸分、且炭灰勝手ニ山内江不遣事、鑪内いろり数ヶ所有之候処、都而炭灰之外荒キ炭一切焚候事不相成候間、此段相心得、違乱無之様毎度相改候事、且山内江者前件究之外遣候儀不相成候条、嚴重取扱可致事

一出鉄、銑鉄池端ニ而懸改、番子役目ニて鉄蔵江為入候事

一 山配外用談無之時者、昼夜鑪ニ相詰諸事見繕可申候、鑪立間之砌者勿論之事ニ候、内方人別者宿元江引取居候而茂、山配者鑪ニ致詰番、万々可心付事

一 鑪下リ之晩ニ者、其代之人別仕事通ひニ付、遣手代中鑪内江相詰候所、仕割ニ懸リ候得者、山配を起シ手代者引取仕割三計間山配見合を以吹卸、釜土為改、夫より山配者夜ノ明候迄起居、火ノ元心付可申事

一 鑪内鉄糞朝夕式度取捨候前ニ、細鉄拾ひ取可申事

一 地鐵鍛治屋出、懸改之儀者太切之事ニ候間、不都束無之様心配可致事
一 焼木山江毎々罷越、木伐株相改、随分かくひ低く伐候様、尚又槓木枝之分者不残枝灰木ニ為樵可申事、扱又焼木山より近キ山ニ而樵候者茂

間々有之候間、心ヲ付可申、且山内人別宿薪者不残焼木之枝樵候事、

焼木山より外山江入込、薪樵候儀堅不成候条、此段相心得、山配毎々

焼木山見分可致事、万一不埒之儀於有之者急度咎可申付事

一炭山取扱之事、新釜付候節者手代之内並山配山子之者老人差添致見分候上、伐代相究候事

一鋤折頭取之儀ハ鋤折人別懸引、就中銅折小屋鉄藏殿合、銅鋤取扱引受太切之役目ニ候間、身分潔白実町ニ相勤、尚又はこ立居拍子木之儀者野方人別並諸職人等ニ至迄拍子木まかせ、立居致候事ニ候得者、長煙草ニ不相成様日長短ヲ考合、嚴重懸引可致、且鋤折人別之内、不心得之者有之候ハ々、無用捨懸合、其上聞入不申ニおゐて者早速可届出事

附、車踏之者銅絞極之通可相勤勿論之事ニ候所、老人心得違之者有之候而茂、外人別江引移、不行届ニ候間、左様之者無用捨山配江示合差替可申候、扱又小鍛次方扱向猥之儀無之様嚴重可取扱事

一番子庄屋之儀者職人之下役ニ候得ハ、鑪内之事万端職人山配杯申合、不殿合無之様精々心ヲ付、番子差配第一之事、間欠無之様心配可致、欠間入用之節者番子之内より相勤候様手配可致、若番子之内ニ而手合出来不申時者山配江申寄候事、尚又釜塗ノ日焼灰木見合ヲ以持入、余慶過不足無之様、且、釜土并釜塗拵等念入、尚籠抹ニ不相成様心配可致事

一鋤折業向之儀者早朝より職場江出、頭取拍子木ニ随速ニ立居可致、扱又折地拵方善悪ニ寄損益ニ懸リ候間、念入拵立可申、其外職場殿合之儀者一同申合嚴重可相守事

附リ、煙草間ニ而茂職場打捨勝手ニ出歩行一切不相成、銅折小屋ニテ煙草可致、若無抛儀ニ而致宿帰度節者、頭取江相届、勿論長居不相成、其外我俣ニ出歩キいたし間欠相成候節者、頭取より欠日可申

出事

一車踏之者極朝より銅折小屋江出揃、任拍子木仕事取懸リ、銅絞極之通嚴重相勤可申事、

附リ、煙草間者銅折小屋ニ而致休息、勝手ニ出歩行堅不相成、是等之儀鋤折同様可相勤事

一野方人別者日々山配より仕事申付候ハ、万々差図を受、請合候仕事不怠実町可相勤事、
且、申付候儀を違背、我俣不申出速ニ受合可相勤、若仕事等閑ニいたし候者有之候得者、日帳致候節、勤方善悪山配より可申出事、就中臨時向出来、俄ニ手配方申付候節者違背我俣申出候而者差間相成候間、右様之者者急度懸合可及事

附リ、長木灰木樵入之儀者、定之寸法之通長短無之様樵入、灰木随分細く割可申、尚又焼灰木・薪とも元をらほ成丈詰而樵入可申候、且焼灰木追々拂底相成候間、木別而大切ニ取扱不申而者不相成候間、一同申合、猥之儀無之様心配可致、扱又松・栗用木ニ相成候様之分者見計ヲ以立置、且又焼木山境目相立候上者、勝手ニ樵方不相成候、若猥之取扱致候者有之ニおゐて者、急度咎可申付事

一小鉄洗之儀者大切之小鉄相任候事ニ候得者、別而致心配、聊茂籠抹ニ取扱間鋪、尚又清小鉄差間之儀無之様精々可致心配、小鉄組合等申付候通、不同無之様念入洗揚可申事

一山子之儀釜山見分遣候上者、早朝より夕詰迄無油断出精いたし、木頭炭灰等無之様焼出可申事

附リ、道橋痛候所者心ヲ付、聊之直方者山子手前ニ而直、通行可致、扱又無余儀他所江罷出度節者、山配ヲ以願出、聞届之上出歩行候事
一銅折小屋其外諸職人作事場江無用之者一切不可入、無抛用談有之候ハ、其段算用場江届出之上罷出可申、無案内ニ而參候ハ、早速為立退

候事

一夜番心得方之儀順番を以相勤不怠、山内打廻第一、火之元心ヲ付、尚又何そ胡乱躰之者見当リ候ハ、能々相糺し不審成儀有之候ハ、早々可届出、其外遠近とも火事与見受候ハ、早速可届出事

右之條々人別一同堅相守、平常御主家之恩を不致忘却、業躰致繁采候様、銘々之動向精々相励、聊茂不為之不可致取扱候、萬一心得違於有之者、急度咎可申付者也

附リ、本小屋者勿論銅折小屋其外小屋々々火ノ元第一、諸殿合能々相改可申、為其夜番打廻リ候事ニ候得者、万々無手抜可致心配事

榎原御鑑

一火之元第一大切至極之儀ニ候間、俱ニ申合、兼而家内之者子供等ニ茂能々申付置專可心付事

正月

一御上御役人様、郡役人衆、其外頭分之人江道中ニ而出相候ハ、冠ヲ取叮嚀ニ禮儀可致、諸所飛脚使等之節者別而心ヲ付無礼致間舖事

一他国者往来之節当構内江立寄、一宿為致具候様間々頼出候訳茂有之候所、追々御嚴重被仰出候事ニ候得者、如何頼出候共止宿為致候儀者決而不相成候條、此段令承知、家内之者工茂能々可申聞置候事

一召抱人別之内致他行候節、御用状届方何方より頼候共、決而受込申間舖事ニ寄、如何様之迷惑筋出来可申茂難計候間、たとへ無余儀者たり共可致断事

一米貸定日ニ者早朝より罷出借受可申、我俣ニ速く罷出候儀不相成事

附リ、無余儀訳ニ而増借度節者、山配手筋ヲ以可頼出、尤貸日ニ者増頼致間敷候、此段家内ともへ能々可申聞置事

一寺社会式祭禮等ニ致参詣、大酒吞或者人中ニ而致大声、聊ニ而茂喧嘩口論ケ間敷儀一切不相成、其外不行跡之儀無之様可相慎事

一山内ニ而五人組合相立候所、右者人氣改第一之儀ニ候得者心得方不宜者有之候得者、組合内より急度及懸合、其上不心得之者者組親江可届出、若其俣ニ差置、不埒之致取扱候歟、又ハ業躰差障相成候儀出来候節者、組合内共ニ不遁其罪儀ニ候條、兼々俱吟味いたし、組内一同実意ヲ本として勤向令出精、幾重ニ茂心得違無之様可致事